

令和5年度 第1回 世田谷区長 定例記者会見

令和5年5月31日
世田谷区

次期世田谷区基本計画策定に向けた区民ワークショップ

<日 時>

- ・令和5年6月3日（土）14時～17時

<会 場>

- ・世田谷区立教育総合センター2階

<定 員>

- ・70人程度

（会場：40人程度、オンライン：30人程度）



<ワークショップの内容>

- ・以下の6つのテーマごとのグループに分かれ、それぞれのテーマにおける目指すべき具体的な将来像や、その実現のために必要となる取組みについて意見交換を行う予定

<テーマ>

- ①子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備
- ②新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実
- ③多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成
- ④誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化
- ⑤脱炭素社会の構築と自然との共生
- ⑥安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

<主な内容>

- ・次期世田谷区基本計画の検討状況についての説明
- ・グループ内での自己紹介
- ・ワークショップ①
【基本計画で目指すべき具体的な将来像について】
- ・ワークショップ②
【将来像の実現のために必要な取組みについて】
- ・発表、共有、まとめ 【傍聴可能 16時～17時】
※傍聴はオンラインのみで先着100名。
- ・Decidim（デジタルプラットフォーム）の案内



持続可能な未来の確保

参加と協働

新たな学校教育

脱炭素社会の構築と 自然との共生

次期世田谷区基本計画策定に向けたシンポジウム ～ 世田谷の未来を語る ～

世田谷区基本計画審議会にご参加いただいた6名の委員と区長によるパネルディスカッション

【第1部】パネリストからの講演 「世田谷区基本計画大綱」に込めた思い

【第2部】パネルディスカッション「持続可能な世田谷の未来について」

＜日時＞ 令和5年6月17日（土）14時30分～17時00分

＜会場＞ 世田谷区立教育総合センター1階

＜定員＞ 先着90人（事前申込不要）、オンラインライブ配信有（要事前申込）

- ＜パネリスト＞
- ・ 江原 由美子 氏 東京都立大学名誉教授
 - ・ 小林 光 氏 東京大学先端科学技術研究センター研究顧問
 - ・ 中村 秀一 氏 医療介護福祉政策研究フォーラム理事長
 - ・ 森田 明美 氏 東洋大学名誉教授
 - ・ 基本計画審議会区民委員
 - ・ 保坂 展人 世田谷区長

＜コーディネーター＞ ・ 大杉 覚 氏 せたがや自治政策研究所所長 東京都立大学法学部教授



「車座集会」の開催

◆車座集会とは？

区長が各地区にお住まいの皆さんから今後の地区におけるまちづくりについてご意見をいただき、皆さんとともに考えます。

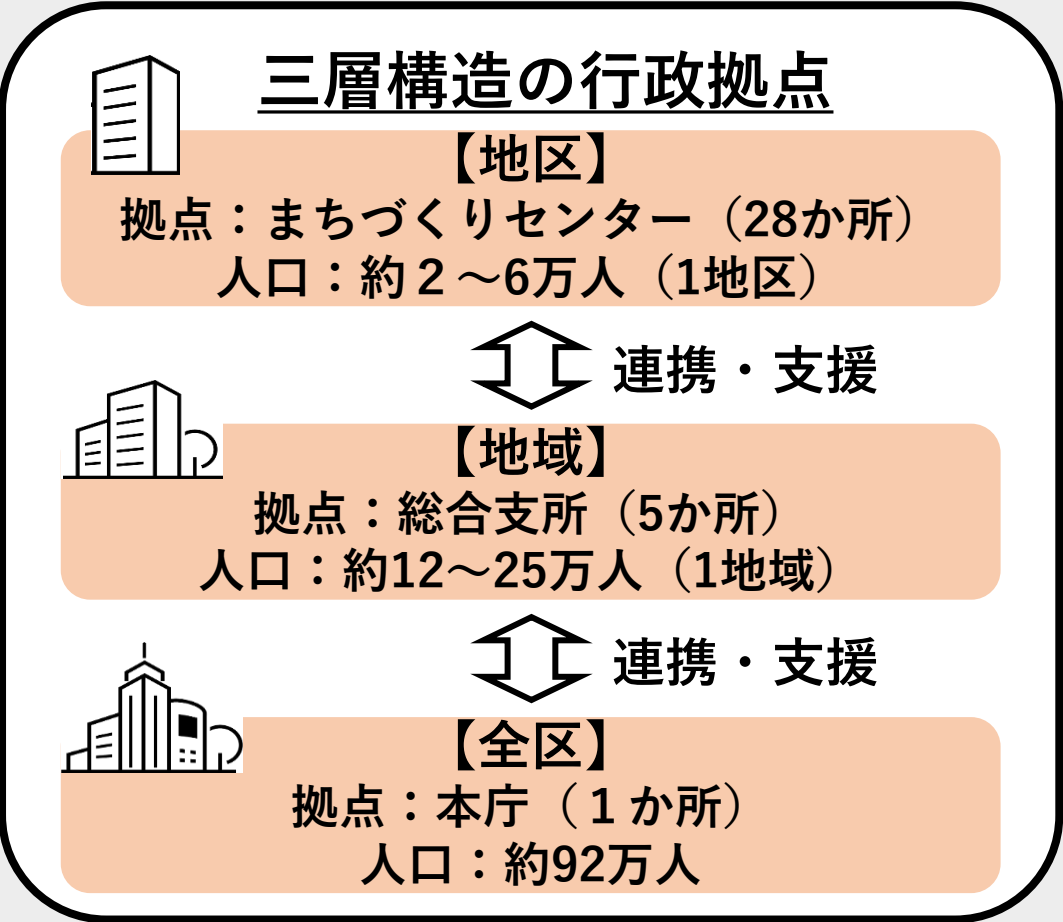
防災や見守り、地域コミュニティなど、地区をどのようにしたらもっと暮らしやすくなるのか、これまでの地区での取組みを振り返りながらご意見を伺い、区の政策・施策の検討に活かします。

まちづくりセンターの管轄ごとに開催します。

「まちづくりセンター」とは？



区内全地区28か所にあり、身近な行政拠点として、地域コミュニティの醸成や住民主体のまちづくり活動の支援を行う



これまでの車座集会

◆過去出席者数

H23年度：679人（各会平均25人）

H27年度：612人（各会平均23人）

R元年度：512人（各会平均19人）

累計 1,803人



車座集会の様子

令和5年度車座集会の開催（6月・7月上旬実施分）

開催日	時間	【地区名】 会場
6月24日（土）	10時～正午	【上町】 上町まちづくりセンター
	14時～16時	【若林】 若林まちづくりセンター
6月25日（日）	10時～正午	【祖師谷】 祖師谷まちづくりセンター
	14時～16時	【喜多見】 喜多見まちづくりセンター
7月2日（日）	10時～正午	【上北沢】 上北沢区民センター会議室
	14時～16時	【烏山】 烏山総合支所会議室

※区内28地区、全地区で6月～9月までに実施

ポートランド市中学生団が表敬訪問



中学生団の代表生徒より千羽鶴の贈呈、日本語でのスピーチがありました。

アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市のマウントテーパー中学校の生徒、先生、引率の方総勢45名が5月16日に教育総合センターを訪れ表敬訪問を受けました。

宇奈根の渡しが 10周年を迎える

平成26年に始まった宇奈根の渡しが、10周年を迎えました。当日は喜多見児童館にて記念セレモニーを開催し川崎市の子どもたちとも交流を楽しみました。

宇奈根の渡し・・・地域の子どもたちや大人が多摩川を遊覧する渡し舟で交流する、川崎市と世田谷区との包括協定締結記念行事



お世話になった地域の方へ感謝状と花束の贈呈



子どもたちが手作りゲームで交流



川崎市長からもご挨拶をいただきました

公契約条例の目指すもの

現状と課題

厳しい社会情勢

ダンピング

物価高騰

不安定な雇用

経営環境の悪化

長時間労働

労働力の流出、公共事業の品質の低下
への懸念

ILO第94号条約
(公契約における公正な労働条件の確保、
低賃金の防止を目的とする条約)

日本は未批准

賃金の最低額を定めた条例等
のある自治体

全国でも約30自治体

公契約条例によって…

適正な労働条件の確保

事業者の経営環境の改善

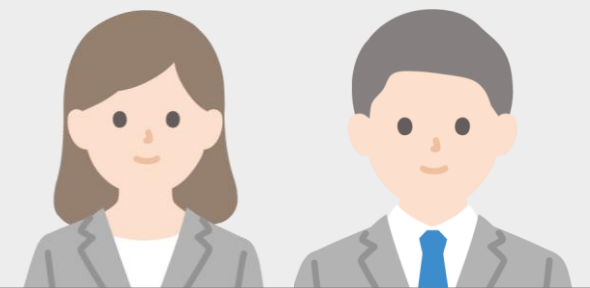
公共事業の品質の確保

区内産業の振興及び地域経済の活性化

区民福祉の増進

を目指す

公契約条例の3つのポイント



1 適正な労働条件の確保

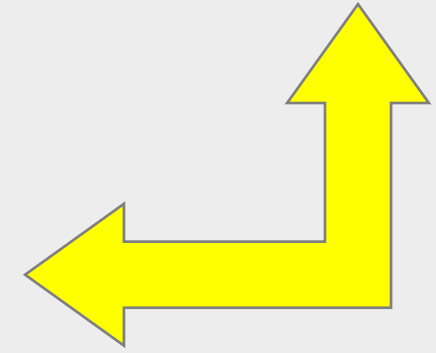
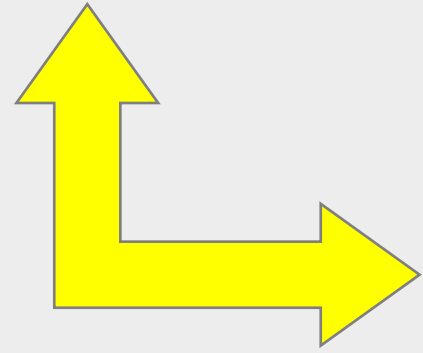
- ・労働報酬下限額による適正な賃金の確保
- ・チェックシートによる労働条件の確認

2 適正な入札等の実施

- ・過度な低価格入札を抑止する制度の実施
- ・品質と価格のバランスのとれた契約

3 経営環境の改善

- ・ダンピング受注の排除による適正な利益の確保
- ・労働条件の適正化による労働者の確保



1 適正な労働条件の確保 – 労働報酬下限額の改定 –

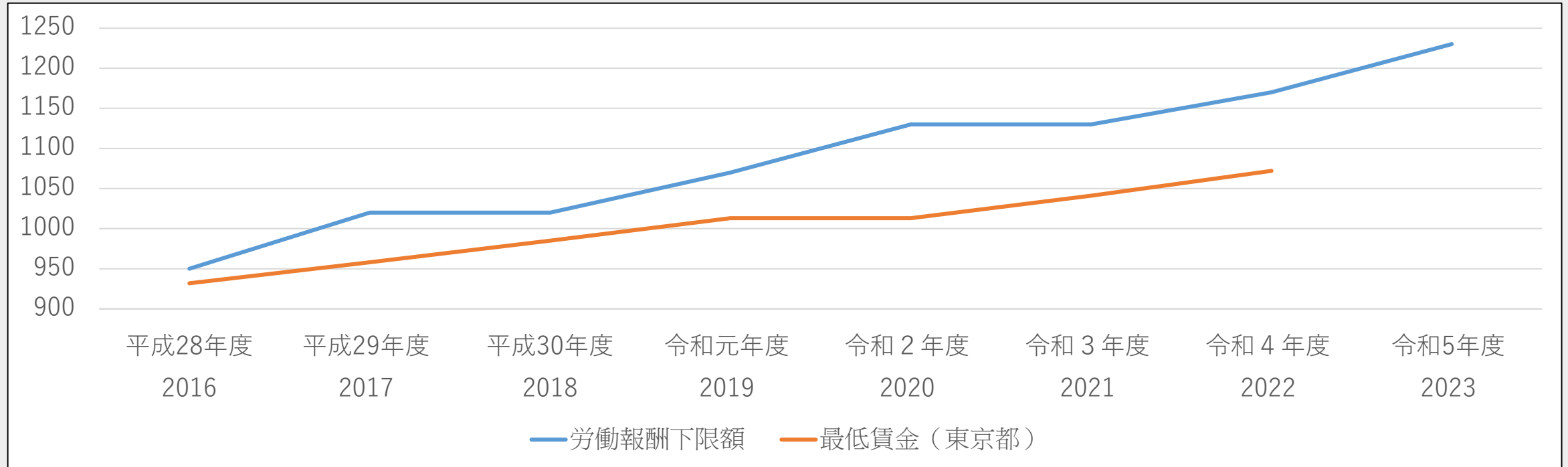
労働報酬下限額（1時間あたり）

	工事契約	工事契約以外の契約 (委託等)	
令和4年度 2022	公共工事設計労務単価の 各職種以外の労働者 1,170円	1,170円	60円の 引上げ
令和5年度 2023	公共工事設計労務単価の 各職種以外の労働者 <u>1,230円</u>	<u>1,230円</u>	

1ヵ月あたり約10,000円の引上げ
 (1日8時間、月22日勤務の場合)

※労働報酬下限額は、予定価格が3千万円以上の工事契約、予定価格が2千万円以上の工事契約以外の契約（委託等）に適用

1 適正な労働条件の確保 – 労働報酬下限額と最低賃金（東京都）の推移 –



	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023
労働報酬下限額	950※	1,020	1,020	1,070	1,130	1,130	1,170	1,230
最低賃金（東京都）	932	958	985	1,013	1,013	1,041	1,072	—

※平成28年（2016年）7月1日～

1 適正な労働条件の確保 労働報酬下限額の周知ポスター

世田谷区 との契約で事業活動をする事業者の皆さまへ

令和5年4月以降の労働報酬下限額は…

1時間あたり **1,230円** ※

前年比60円UP↑

この機会に人材の確保と定着に向けて、賃金UPを考えてみませんか？

世田谷区では区独自の最低賃金である『労働報酬下限額』が世田谷区公契約条例に基づき定められており、令和5年4月以降は1時間あたり1,230円（前年比60円UP）となります。*この機会に人材の確保と定着、地域全体の賃金水準の改善等に向けて賃金UPを考えてみませんか？

労働報酬下限額に期待される効果

世田谷区：労働報酬下限額の設定と適正な対価の支払い

区民サービスの向上 地域経済の活性化

事業者：適正な利益、優秀な人材の確保

労働者：適正な労働条件の確保 質の良い労務の提供

賃金水準改善の全国への波及

区との契約以外を含む地域全体での人材確保のための賃金水準引上げ

※区との契約のうち、工事請負契約（予定価格3,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額の最も低い標準、および業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格2,000万円以上が対象）に適用される労働報酬下限額が、1時間あたり1,230円となります。

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！

世田谷区 公契約条例 検索

世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL 03-5432-2965
FAX 03-5432-3046

この現場で働く皆さまへ

この工事には世田谷区公契約条例による**1人工あたりの最低額**が定められています！

ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください!!

*世田谷区公契約条例では賃金の下限（最低）とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧（1日あたり（8時間）に換算した金額）〔労働報酬下限額：令和5年3月告示〕

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	22,696円	20	トンネル作業員	22,872円	39	板金工	26,096円
2	普通作業員	20,320円	21	トンネル世話役	31,032円	41	サッシ工	24,656円
3	軽作業員	14,280円	22	橋りょう特殊工	26,776円	43	内装工	26,336円
4	造園工	20,232円	23	橋りょう塗装工	26,608円	44	ガラス工	24,400円
5	法面工	25,760円	24	橋りょう世話役	31,368円	46	ダクト工	22,016円
6	とび工	25,416円	25	土木一般世話役	24,568円	47	保温工	21,336円
7	石工	25,160円	26	高級船員	28,392円	49	設備機械工	21,592円
8	ブロック工	23,464円	27	普通船員	22,528円	50	交通誘導員A	15,216円
9	電工	24,480円	28	潜水士	38,512円	51	交通誘導員B	13,176円
10	鉄筋工	24,656円	29	潜水連絡員	27,968円			
11	鉄骨工	22,528円	30	潜水送気員	27,200円			
12	塗装工	26,608円	31	山林砂防工	24,656円			
13	溶接工	27,544円	32	軌道工	44,288円			
14	運転手(特殊)	23,552円	33	型わく工	23,376円			
15	運転手(一般)	19,040円	34	大工	23,464円			
16	潜かん工	27,288円	35	左官	25,080円			
17	潜かん世話役	33,920円	36	配管工	21,848円			
18	さく岩工	28,904円	37	はつり工	23,208円			
19	トンネル特殊工	26,352円	38	防水工	27,880円			

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者 11,760円

上記以外の職種 9,840円

*労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約（公契約）に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

閲覧場所：財務部経理課契約係
教育委員会教育総務部教育総務課経理係

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！

世田谷区財務部経理課公契約担当
TEL.03-5432-2965 FAX.03-5432-3046

2 適正な入札の実施 – 変動型最低制限価格制度 –

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・ 案件ごとに開札後の入札額の平均から最低制限価格を設定
- ・ 過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

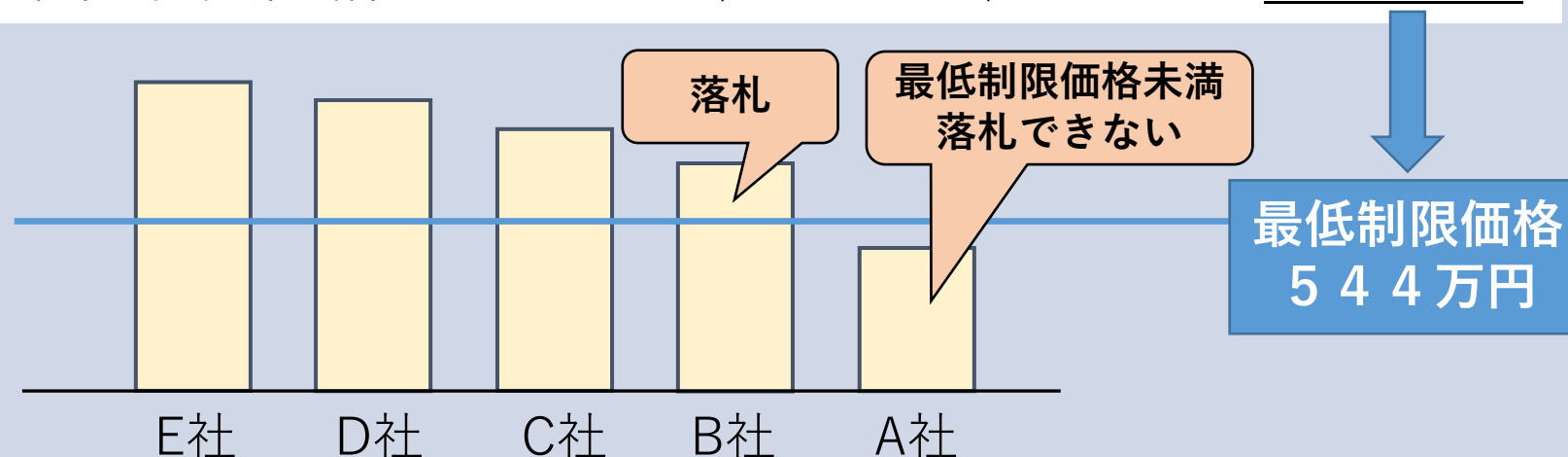
【入札参加者が5者の場合の例】

入札参加者	入札金額
A社	500万円
B社	760万円
C社	780万円
D社	800万円
E社	840万円

①標本数 5者 (A~E社) × 60% = 3者

②標本平均額 3者 (A~C社) の平均額 = 680万円

③最低制限価格 標本平均額(680万円) × 80% = 544万円



2 適正な入札の実施 – 世田谷区建設工事総合評価方式入札制度 –

「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」

- ・ 一定額を下回る入札価格の評価は逡減
- ・ 公契約条例に基づく取組みを評価

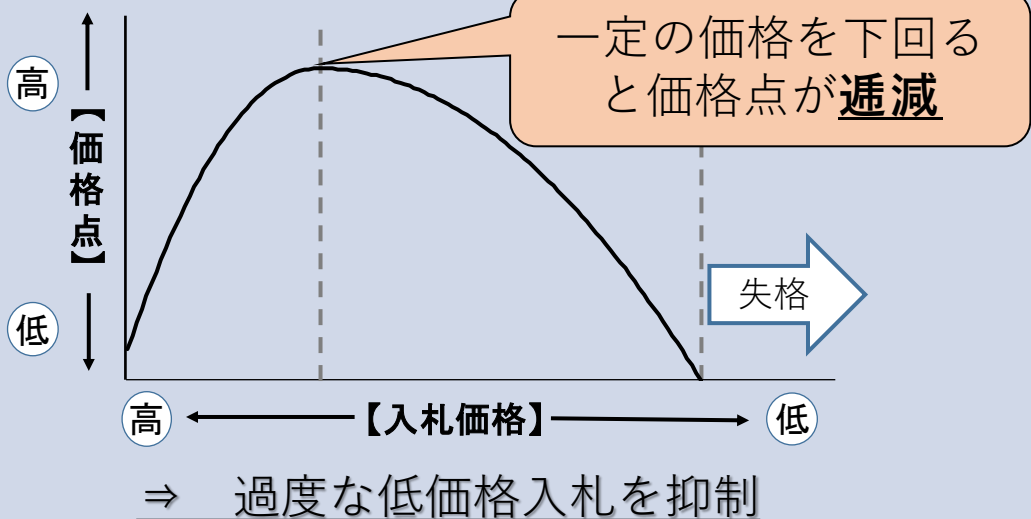
価格評価点

+

価格以外の評価点

が最も高い者が落札

価格評価



価格以外の評価（一例）

賃金支払の
状況

労働福祉の状況

労働安全衛生

建設キャリア
アップシステム

男女共同参画
ワーク・ライフ・
バランス

障害者雇用
若年者雇用

労働報酬下限額、適正な入札の実施により期待される効果

労働報酬下限額の改定による
公契約における従事者の
最低賃金の引き上げ

過度な価格競争を抑止する入札制度の実施

- ・ 世田谷建設工事
総合評価方式入札制度 (令和4年度～)
- ・ 変動型最低制限価格制度 (令和5年度～)

適正な労働条件・労働環境の確保

区の公契約における人材の確保

近隣地域における人材確保のための賃金引上げ

賃金水準改善の全国への波及

玉川野毛町公園拡張事業について 「区民参加と協働の公園づくり」



TAMAGAWANOGEMACHI PARK

公園づくり

余白を

考える

新しい

未来の

玉川野毛町公園拡張事業
協働の公園づくり
令和3年度スタート

玉川野毛町公園

拡張予定地

等々力溪谷公園

玉川野毛町パークらぼ



玉川野毛町公園

玉川野毛町公園の概要

＜公園種別＞

都市公園（地区公園）

＜所在地＞

野毛一丁目18番～23番、25番

＜公園面積＞

約6.6ha

既開園区域（約3.8ha）

拡張予定地（約2.8ha）



国土交通省等々力宿舍跡地



玉川野毛町公園 位置図



協働の公園づくりを考えるシンポジウム



現場見学会 & アンケート



ワークショップ



ワークショップ



既開園区域

拡張予定地

公園の顔となる
エントランス

公園利用や活動の
拠点となる施設

草地の広場

みどりのエリア

【スケジュール（予定）】
令和5年度：第1期拡張工事、一部開園
令和6年度：第2期拡張工事
令和7年度～：拡張予定地全域開園

「玉川野毛町パークらぼ」



アクティブDAY
「やってみる」



デザインDAY
「カタチを考える」

オープンパーク
「広く区民と検証」

玉川野毛町
パークらぼ

住民協働の公園へ

キックオフミーティング

新たな挑戦がはじまるよ!

全員集合! 3

令和5年5月21日(日) 14時から

第1部 これまでの住民協働による活動の歩み
玉川野毛町パークらぼ推進準備会「設立宣言」

第2部 玉川野毛町公園協働デザイントーク



「玉川野毛町パークらぼ」

テーマ1 暮らしのウェルネス～安全・安心・健康～

- ◆身近な防災を考える
- ◆青空ヨガ
- ◆ユニバーサルデザインを考える
- ◆ピクトグラムを考えよう



テーマ2 みどりやみず～NATURE

- ◆生きもの調査
- ◆どんぐりプロジェクト
～敷地内の種や実生をいかした森づくり～
- ◆身近な公園を拠点とした地域循環を考えよう
(生ごみコンポストを利用したカエルガールズガーデンづくり)
- ◆ヤギで下草刈りプロジェクト



テーマ3 nogemachi ヒストリー～古墳時代から未来へ～

- ◆野毛大塚古墳、周辺遺跡などのガイドウォーク
- ◆玉川野毛町パークラン



テーマ4 公園の日常使いを考える

- ◆公園の利活用、ルールを考える
(テーブル・チェアの貸し出し(公園公開日))



テーマ5 子どもと一緒に！育てて・遊んで・学ぼう

- ◆キッズパーク (幼児・低学年向け)
- ◆おそと遊び (子育てコーディネーターと連携)



テーマ6 世田谷らしい食と交流を考える

- ◆地域のつながりとニーズを考える
(果樹の活用方法、飲食・物販施設の検討など)
- ◆ホップ・ステップ・ジャンプ エコベジタブル
(リースづくり、絵本読み聞かせ他)



テーマ7 イベント・アート・エンターテイメント

- ◆お絵かきで学ぼう
(自然素材でアートクラフト/植物のお絵描き)



協働による公園運営イメージ



地域団体

玉川野毛町
パークらぼ

保育園
学校



民間事業者

玉川野毛町公園

専門家
有識者



世田谷区

※イメージ



特定空家等への対策

これまでに「特定空家等」と判断した棟数

11棟



財産管理制度の活用

2棟 解体済み

所有者の対応

7棟 解体済み

対応継続中

2棟

「せたがや空き家活用ナビ」の開設

令和5年5月26日時点

空き家活用株式会社 × 世田谷区

せたがや空き家ニュース！

空き家・使う予定のない家をお持ちの方へ

せたがや 空き家活用ナビ

家のことをなんでも相談できる窓口
「せたがや空き家活用ナビ」を開設しています！

せたがや空き家活用ナビとは、世田谷区に空き家をお持ちの方のための無料相談窓口です。
(現在使っている家の将来についても相談できます。)

せたがや空き家活用ナビの流れ

Step1

アドバイザーが状況とお悩みを整理して、解決方法を提案します
インターネット・電話で相談

Step2

お悩み解決をお手伝いする信頼できる事業者もご紹介できます

Step3

空き家の管理、空き家の活用へ繋がります

こんなお悩みがスッキリ解決します

- ・ 空き家をどうにかしたいけど、何から始めたらいいかわからない
- ・ 空き家の管理の方法で悩んでいる、誰かに管理を頼みたい
- ・ 売る・貸す以外に活用できる方法があるのか知りたい

空き家所有者からの相談件数
： 71件

契約成立件数： 13件

令和5年度から
「空き家保険」を開始

せたがや空き家活用ナビに空き家のご相談をいただくと、

1年間無料で 空き家保険の対象となります

(空き家いったんあんしん保険サービス)

※「空き家保険」とは、対象条件を満たした空き家を保険の対象とする賠償責任保険です。
※「空き家保険」は、物件の状態や状況によって対象とならない場合がございます。

せたがや空き家活用ナビにご相談いただいた方を対象にした、損害賠償責任保険の付保のご案内です。受付日から1年間は無料で補償を受けられるので、すぐに空き家の処分を判断できない等、利活用方法が決まるまでの不安を軽減しうえて、お持ちの空き家の対処を進めることができます。

補償内容に関して

第三者の被害者がいる事故、
第三者の物品が壊れる事故などが対象
※所有者、使用管理者は補償の対象外

※保険の詳細については代理店へお問合せください。
あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社
本店開発営業部 担当：高澤
TEL：03-5424-1402 Mail：satoshi-takasawa@adis.co.jp
営業時間：平日9:00~17:00

保険の概要

補償内容 対象物件(空き家)の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故により生じる法律上の賠償責任を補償

対象物件 空き家いったんあんしん保険パッケージの対象となる空き家

被保険者 空き家活用株式会社、空き家所有者

支払限度額 1億円
免責金額 0円

お申し込みに関して

●お申し込みの際に必要な情報
・所有者氏名 ・空き家所在地
・建物形態 ・築年数 ・建物面積

●お申し込み方法
1. 専用申込みフォームにご入力・送信
2. 当社にて入力情報受付、確認
3. 申込完了

※あいおいニッセイ同和損保が提供する施設所有(管理)者賠償責任保険が適用されます。
※この保険サービスの無償期間は、受付日から1年間です。終了2ヶ月前頃に空き家活用株式会社にて今後に関するご案内を実施致します。

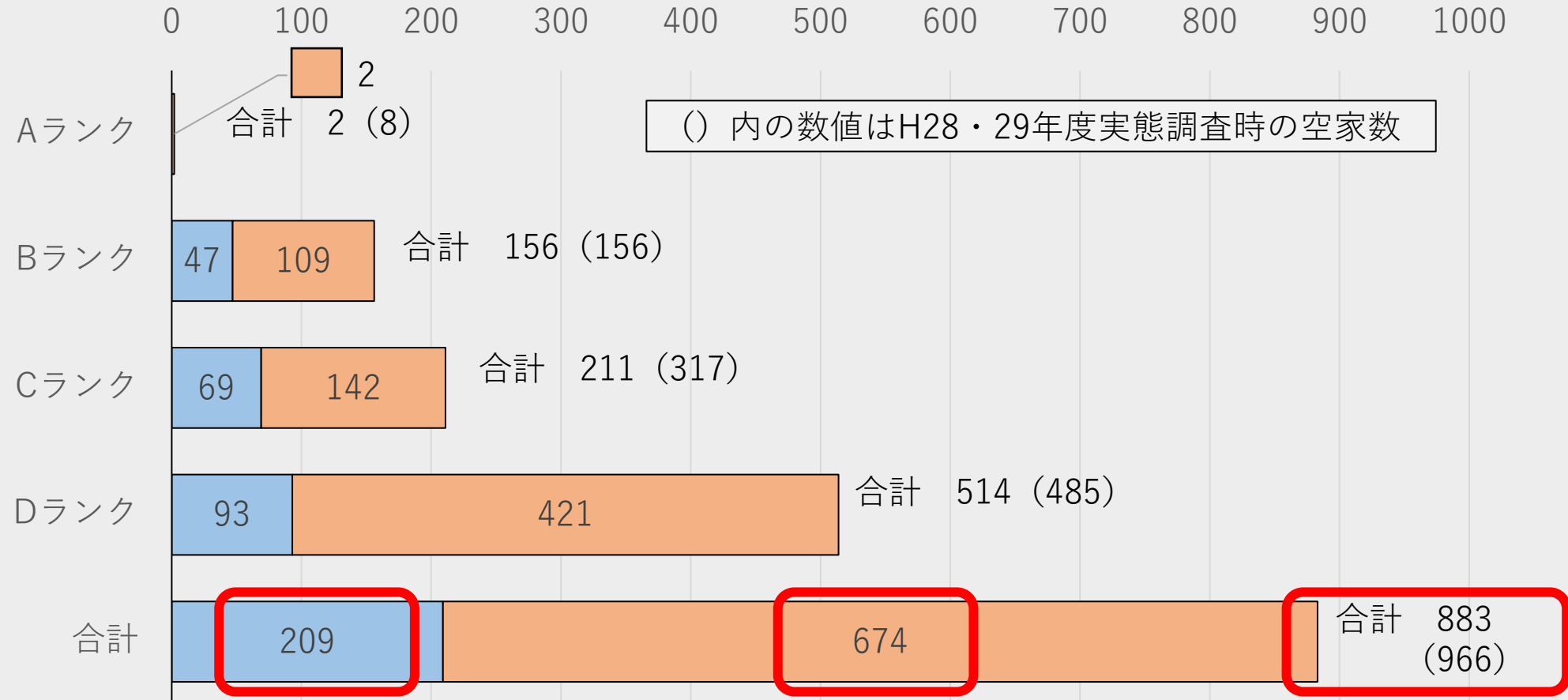
☎お電話：0120-830-634
(コールセンター)
受付時間：10:00~17:00(土日祝を除く)

▼スマートフォンの方

せたがや空き家活用ナビ 🔍 検索

※ご相談は「空き家活用株式会社」(せたがや空き家活用ナビ運営事務局)にてお受け致します
※空き家活用株式会社は世田谷区と協定を締結しています

世田谷区土地利用現況調査の結果



■ H28・29年度実態調査時点から現存する空家数 (R4年4月時点)
■ R3年度実態調査で新たに把握した空家数

建物使用実態アンケート調査結果

■実施期間：令和4年9月16日～10月31日

■送付数：815通

■回収数：240通（回収率：29.4%）

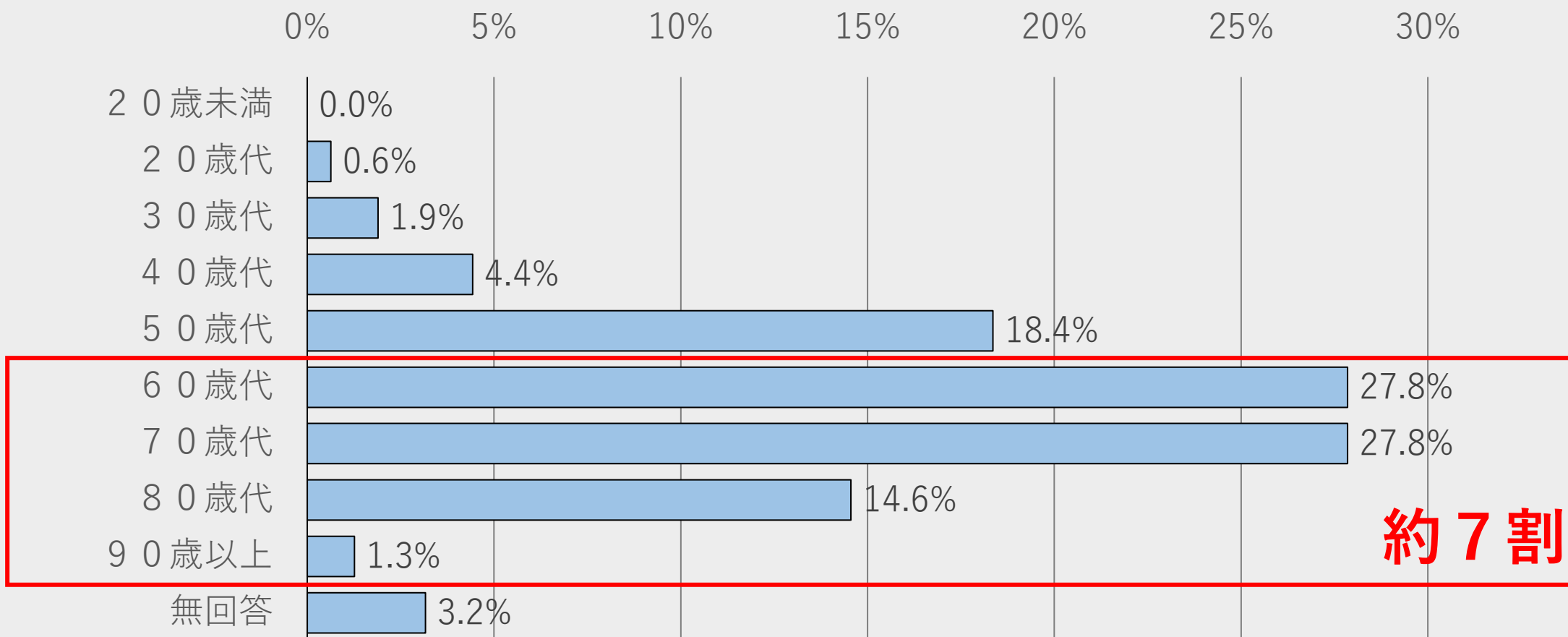


158通を分析 ※「日常的に居住していない建物」と回答

※送付先は、固定資産税納付書の送付先である。

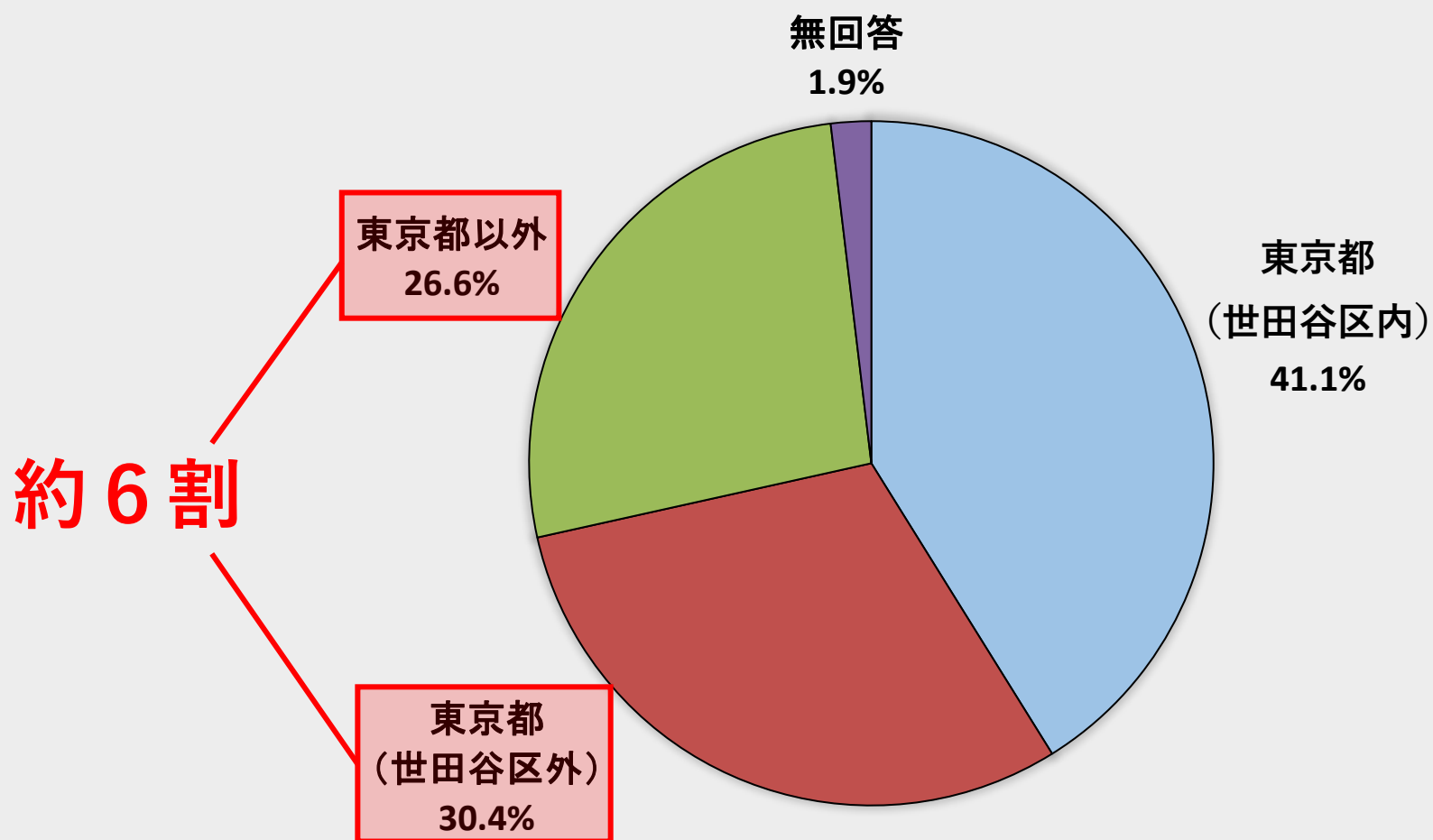
建物使用実態アンケート調査結果

問1 「年齢」は次のうちどれですか。



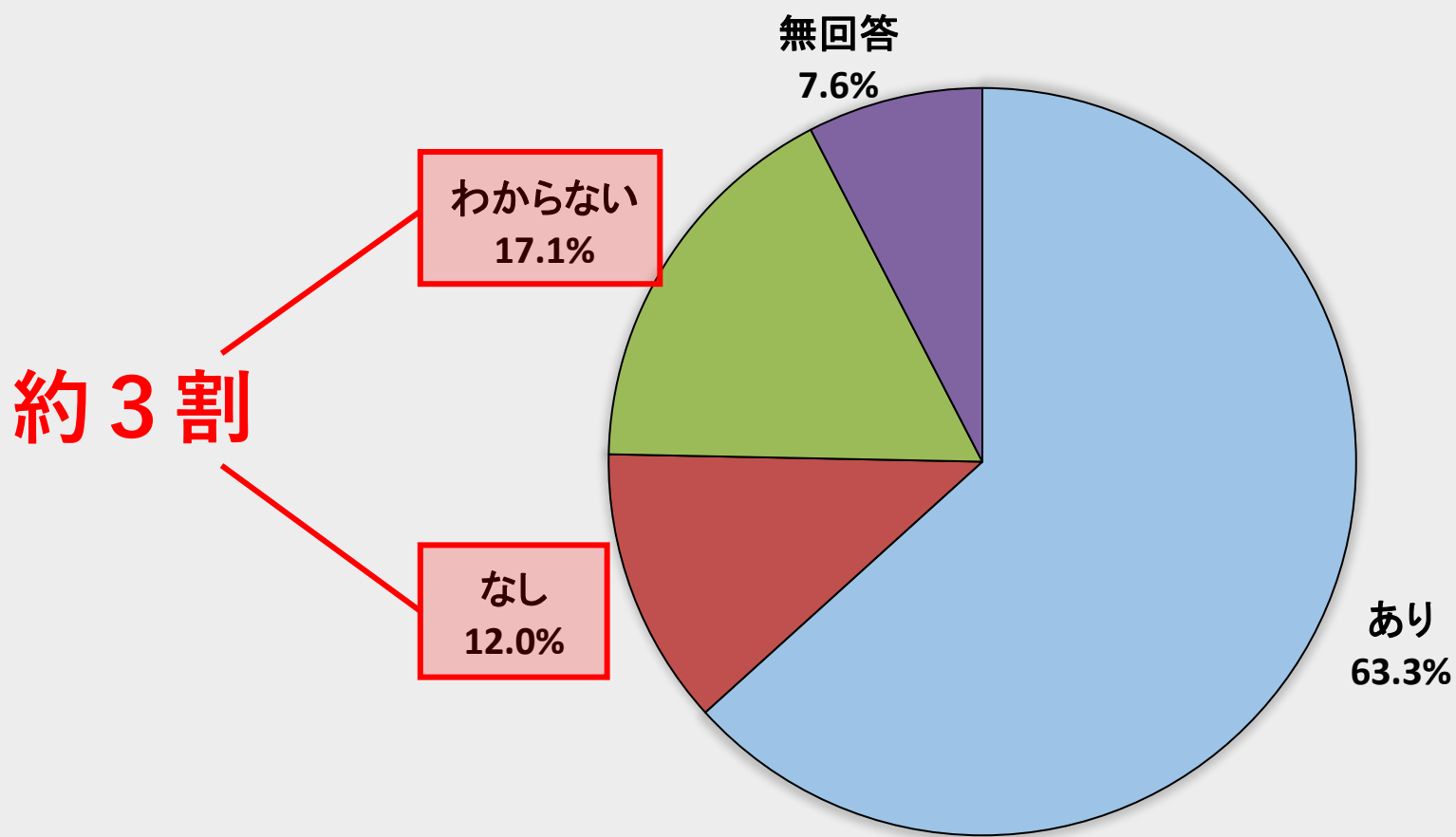
建物使用実態アンケート調査結果

問3 アンケートに回答していただいている方のお住まいの地域はどちらですか。



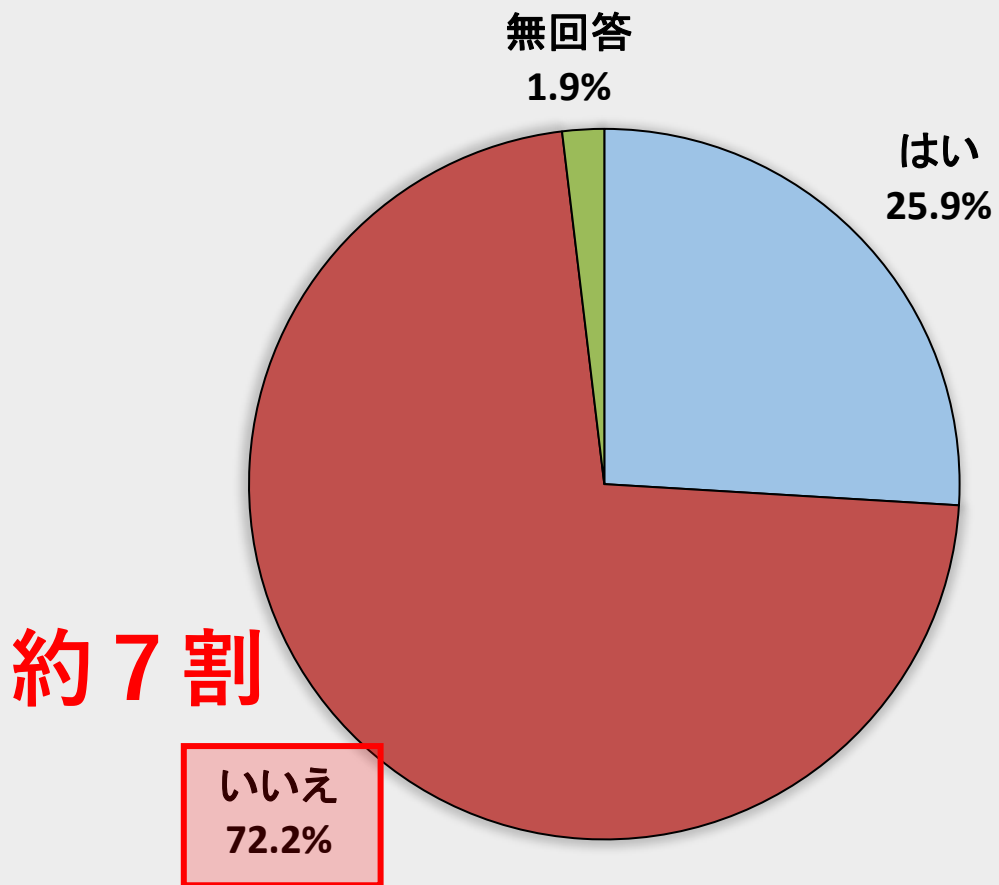
建物使用実態アンケート調査結果

問4 将来、この建物を相続される予定の方はいますか。

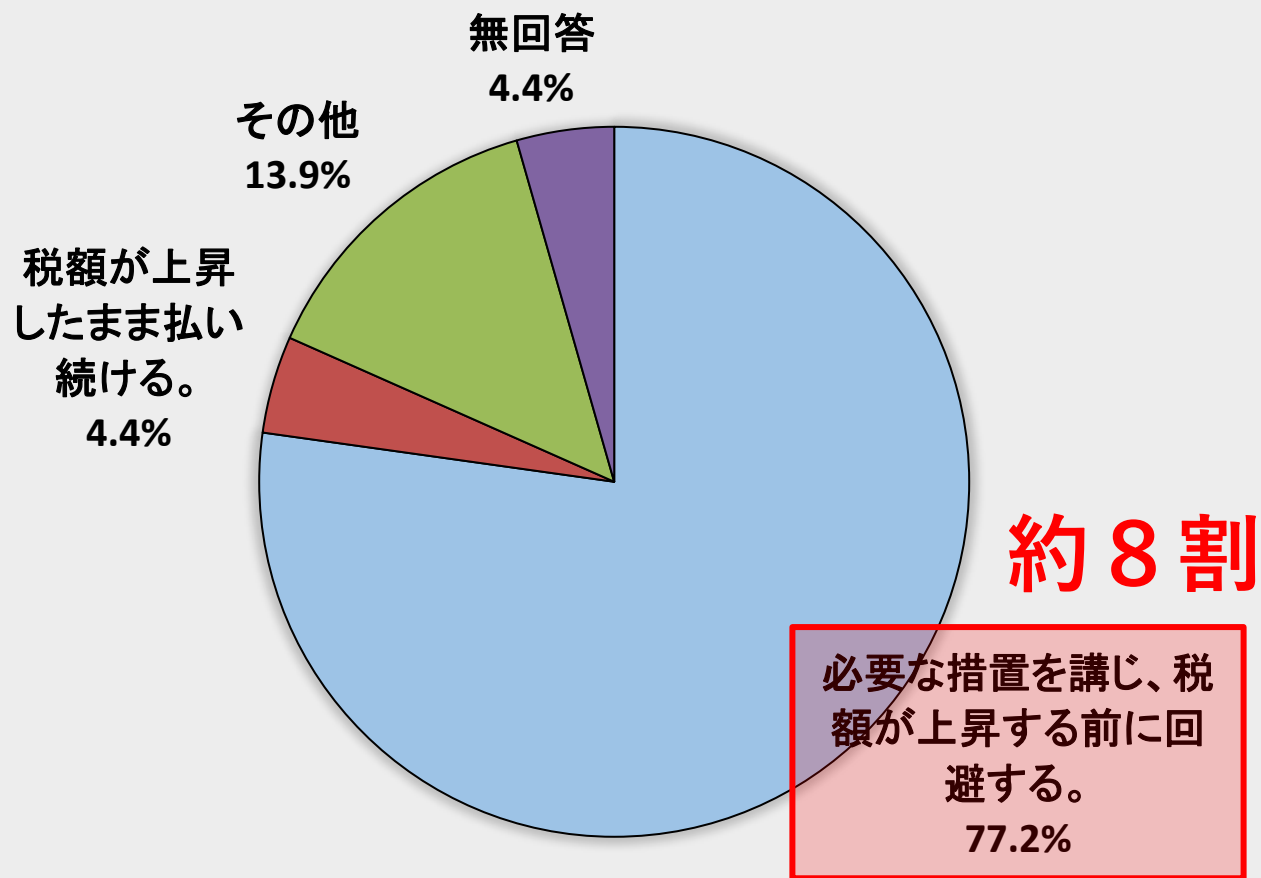


建物使用実態アンケート調査結果

問8 特定空家等※になり「勧告」を受けた場合、固定資産税等の住宅用地に係る課税標準の特例の対象から除外されることを知っていますか。



問9 問8のように住宅用地特例が解除された場合、固定資産税等が約4倍になると言われています。もしそのような状況になった場合、どうすると思いますか。



区独自に同性パートナーへの死亡補償一時金支給制度を新設

区のこれまでの取り組み

- 全国に先駆けてパートナーシップ宣誓の取り組みをスタート
- 「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定



今般、条例の理念に基づき、現行法制度に準じて区独自に同性パートナーへの死亡補償一時金支給制度を新設

● 支給対象者

死亡した水防等業務従事者と同居し、その収入により生計を維持していた同性パートナー

● 支給額

一時金として、亡くなられた方の収入等に応じて890万円～1420万円

(現行法制度に準じた支給額)

● 施行予定

令和5年7月1日

令和5年度 第1回 世田谷区長 定例記者会見

ありがとうございました

令和5年5月31日
世田谷区